7 失 欠 格 箇 所 分 類 表

			都道府県		市町村		計		 比				率		
区		分	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	A/H	B/H	C/H	D/H	E/H	F/H	
		 =≠	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)							
		申 i i i i i i i i i i i i i			2	2,276	2	2,276							
失	格 —	(G)				2,270		2,270							
		決 定			2	1,131	2	1,131							
被纟	災の事	事実なし													
異常によ	常 な 天 よ ら な	き然現象 い													
過	年 災	害	2	13,473			2	13,473	40.0	21.4			25.0	17.7	
前	災処	<u>.</u> 理													
別	途 施	ā 行													
重	複														
	象 外	施 設			1	10,333	1	10,333			33.3	79.0	12.5	13.6	
所	管 外	施 設													
被	害少	>	3	49,466	2	2,746	5	52,212	60.0	78.6	66.7	21.0	62.5	68.6	
経	済 刻	果 少													
維	持ュ	事													
設	計 不	備													
格施	行 粗	1 漏													
維	持管	理不良													
埋	そく														
天	然 河	(海) 岸													
エ	事中	1 災害													
小	規模	施 設													
	小 計	(H)	5	62,939	3	13,079	8	76,018	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	4/i\ =	ia (14)	(4)	(28,052)	(3)	(63,474)	(7)	(91,526)							
申請	称名	類 (K)	3,391	108,180,903	3,101	28,212,982	6,492	136,393,885							
比 =	率 —	G/K			0.1	0.0	0.0	0.0							
		H/K	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1							

⁽注1) 「失格」とは、査定の結果、法第6条第1項第1号にいう法定限度額以下になったものを示し、「欠格」とは、当該表の区分別の理由により、国土交通省所管災害復旧事業に該当しない ものとなった工事及び法第6条第1項第2号から第9号の規定により適用除外となった工事で国庫負担の対象外としたものをいう。 (注2) 上段()書きは、管理組合分で外書である。